

*** 各種申請書の記載項目の**

被保険者証の【記号番号】欄、または【備考(個人番号)】欄のいずれかに必要項目を記載してください。

被保険者証の【記号番号】に代えて、

個人番号により申請する場合、申請書の記載項目【備考】欄に個人番号を記載してください。

(その場合、被保険者証の記号番号は記載不要。)

なお、

個人番号を記載した場合は、個人番号および本人の確認をするための添付書類が必要となりますので、以下の書類を添付してください。

個人番号確認	本人確認
① 個人番号カード写	① 個人番号カード写
② 通知カード写	② 運転免許証写、運転経歴証明書、パスポート写、身体障害者手帳写、在留カード写、特別永住者証明書等
③ 個人番号が記載された住民票写、住民票記載事項証明書	③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

標準負担額の差額申請をするとき

* 標準負担額の減額対象者(給11参照)が、減額認定証の交付が間に合わなかった等の理由でやむを得ず、減額認定証を保険医療機関等に提出できなかった場合に窓口で支払った額とその減額すべき負担額との差額が支給されます。

1. 申請書類

(1)「健康保険限度額 標準負担額減額差額支給申請書」(給12)

(2) 現に支払った入院時の食事療養費の標準負担額を証明する領収書等

※(3) 長期入院の該当者の場合、入院期間を確認できる書類として、入院時の食事療養費の標準負担額に係る領収書等の写し

2. 提出時の注意事項

(1) 被保険者は申請書類を直接、健保組合に送付して下さい。

〒105-6927

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー

ジェイティ健康保険組合 給付担当宛